

祭礼等からの暴力団排除

鳥取県暴力団排除条例第22条

1 行事主催者の義務

暴力団排除のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
具体的には、

- ・ 行事の運営に関与する者、露店出店者等の氏名等の確認
 - ・ 暴力団員該当性の判断等のため、事前の警察への相談
- などを行う。

2 対象行事（祭礼等とは）

- 祭礼
神霊等を祀る儀式や神事のこと
- 興業
映画、演劇、見せ物、スポーツ等広く公衆に見せ、又は聞かせるための行事
- 公共の場所（道路、公園、広場等）において多数人が特定の目的のために一時的に集合する行事
行事主催者が存在し、行事主催者が特定した日時・場所に、行事主催者以外の多数人が特定の目的のために一時的に集合する行事

3 行事主催者の禁止行為

- 行事に関し、暴力団を利用すること
例) チケットの販売を委託する
行事の主催に反対する勢力の排除を行わせる
暴力団から金員の提供を受ける
- 暴力団員であることを知りながら
◇ 行事の運営に関与させること
◇ 行事が行われる場所で露店等を出店させること

4 違反行為者に対する措置

- 調査（鳥取県暴力団排除条例第23条）
違反行為者に説明又は資料の提出を求める
⇒正当な理由なく資料の提出等を拒めば、下記「公表」となる
- 勧告（同条例第24条）
違反行為者に対し、その行為の是正を求める
- 公表（同条例第25条）
違反行為者が勧告に従わないときは、事案の概要等を公表する

問合せ先

警察本部刑事部捜査第二課（0857）23-0110（代表）
又は 最寄りの警察署